

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 号第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

令和 7 年度ものづくりキッズアカデミー開催業務委託

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和 7 年 11 月 23 日（日）

(4) 納入場所

鹿児島県商工労働水産部産業立地課

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 〒890-8577

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 号第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (3) 鹿児島県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他の団体又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体又は個人

- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人その他の団体又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。ただし、役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するもの（入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者に限る。）は、当該資格に係る入札参加資格審査結果通知書の写しを提出することにより、次のアからエまでの書類の添付を省略することができる。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 法人登記簿謄本又はその写し
- ウ 納税証明書
- エ 誓約書

(2) 提出場所及び提出期限

- ア 提出場所 鹿児島県商工労働水産部産業立地課
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- イ 提出期限 令和 7 年 10 月 8 日（水）17 時まで

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和 7 年 10 月 10 日（金）までに書面及び電話により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

- ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年10月16日(木) 11時
イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎10階 10-商-2会議室
鹿児島市鴨池新町10番1号
ウ 開札立会者 鹿児島県商工労働水産部産業立地課職員

(3) 代理人による入札

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(4) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(7) 交付場所 鹿児島県庁(行政庁舎10階)商工労働水産部産業立地課にて配布
希望する場合は、電話(099-286-2970)にて受付の上、電子メールで送付

(4) 交付期限 令和7年10月3日(金)17時

(5) 入札説明会の開催

開催しない。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(4)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

また、イに該当する場合は、令和7年7月2日(水)17時までに事前審査を受けること。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提示したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。

(2) 契約保証金

免除する。



7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

9 最低制限価格

設定する。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部産業立地課 担当：福田

電話：099-286-2970 FAX：099-286-5578

E-mail：monozukuri@pref.kagoshima.lg.jp

12 資料等の管理

本県から交付された仕様書（付属資料含む。）は、注意義務を持って管理し、かつ、自社における本入札以外の用途に使用してはならない。

13 その他

- (1) 入札説明書や仕様書等、その他今回の入札について不明な点や意見等があった場合は、11の場所に令和7年10月3日（金）17時までに4の(4)の中にある「質問書」を参考に、電子メー

ル又はFAXで文書にて連絡すること。

なお、契約締結後の仕様書の解釈は本県によるものとする。(必要に応じて速やかに本県と協議を行うこと。)

- (2) 質疑事項については取りまとめの上、入札説明書の交付を受けた者に対し、電子メール又はFAXにて回答する。

なお、当該回答文書は、入札説明書や仕様書等に対して追加又は修正したものとみなす。

- (3) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、契約の相手方も公開することになるので、理解の上、入札に参加すること。

